

再生可能エネルギー利活用における官民連携手法の検討調査業務委託公募型プロポーザル方式実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、平成24年度震災復興官民連携支援事業により実施する再生可能エネルギー利活用における官民連携手法の検討調査業務（以下「調査業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

(委託業務の内容)

第2条 委託する業務は、以下のとおりとする。

(1) 再生可能エネルギーの利用可能性調査

太陽光、風力等の再生可能エネルギーの賦存量を調査し、利用可能量から事業性等について検討する。

(2) 地域資源の効率的な収集・運搬システムの構築に係る調査

木質バイオマス発電に係る間伐材等の林地残材等を効率的、経済的に収集、運搬する体制について検討する。

別途、町が実施する「木質バイオマスエネルギーに係る実証調査」との連携を図ること。

(3) エネルギーの具体的活用に係る調査

再生可能エネルギー供給施設から生み出されるエネルギーの活用方法(供給先やその需要量、事業展開等)について検討する。

再生可能エネルギー供給施設等の設置場所について、エネルギーの効果的な供給方法の観点から整理する。

(4) 官民連携による事業スキームの検討

南三陸町内において実施する再生可能エネルギー事業の事業展開等についてシュミレーションし、エネルギー供給施設や設備等の整備や運営等に係る実施体制のあり方について検証する。

(5) 事業採算性及び事業リスクの検証

事業実施に係る具体的な収支をケーススタディし、事業採算性を検証するとともに、事業実施による地域経済への波及効果等について検証する。

(6) 人材確保等の検討調査

事業実施にあたり必要とする専門職員の確保や地元雇用者の教育・訓練等の対策について検討する。

(7) 再生可能エネルギー利活用検討会議の運営支援

再生可能エネルギーの利活用事業の事業化や運営方法等に関する総合的な検討及び検証等を行うため、再生可能エネルギー利活用検討会議を開催する。開催は5回程度を予定。これに係る以下の業務を行う。

ア 会議開催に係る資料の作成

イ 会議への出席及び必要に応じて資料の説明等

ウ 会議議事録の作成

(公募の告示)

第3条 町長は、調査業務の委託に関して、公募型プロポーザル方式による選定を行う旨告示するものとする。

(説明会の開催)

第4条 町長は、参加申込に先立ち、日時を指定して公募型プロポーザル方式による選定に関する説明会を行うものとする。

(参加資格要件)

第5条 公募型プロポーザル方式による選定への参加を申込み者(以下「申込者」という。)は、以下に掲げる要件をすべて満たしていることを条件とする。

(1) 複数の法人による連合体(以下「コンソーシアム」という。)又は単独法人とする。

(2) コンソーシアムの構成員又は単独法人は、次の要件をすべて満たしていること。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

ウ 本業務について十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有する者であること。

エ 本業務について町の指示に迅速かつ柔軟に対応できる者であること。

オ 第4条で定める説明会に出席した者であること。

(参加申込)

第6条 申込者は、再生可能エネルギー利活用における官民連携手法の検討調査業務委託公募型プロポーザル参加表明書(様式第1号)(以下「参加表明書」という。)を所定の期限までに町長に提出しなければならない。

2 参加表明書の提出は、持参、又は郵送によるものとする。

(参加資格の審査)

第7条 町長は、参加表明書の内容を確認し、参加資格の適否について審査を行うものとする。

(参加の辞退)

第8条 申込者が、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届(様式第2号)を提出するものとする。

(参加資格の審査結果通知)

第9条 町長は、申込者に対して、参加資格の適否の審査結果を第6条第1項による提出日から5日以内に参加資格確認通知書(様式第3号)により通知するものとする。この場合において、参加資格を有すると認められなかった者については、その理由を付するものとする。

2 前項の規定により参加資格を有すると認められなかった旨の通知を受けた者は、町長に対し、書面によりその説明を求めることができる。

3 町長は、前項の規定による請求があったときは、理由の説明を求めた者に対し、同項の書面を受理した日から7日以内に回答するものとする。

(実施要領等の交付)

第10条 町長は、審査により参加が認められた者に対し、本要領及び再生可能エネルギー利活用における官民連携手法の検討調査業務委託公募型プロポーザル企画提案書作成要領(以下「作成要領」という。)を交付するものとする。

(企画提案書の提出)

第11条 申込者は、以下に掲げる書類を正本1部、副本4部を作成して提出しなければならない。

- (1) 企画提案書(様式は任意とするが、仕様書の記載内容に沿って記載のこと。)
- (2) 企画提案概要(様式は任意とする。)
- (3) 業務の実施体制(様式は任意とするが、業務の管理責任者及び主たる担当者については所属、氏名、類似業務に係る主な実績、取得資格を記載すること。他の担当者については所属別の配置人数を記載すること。管理責任者、主たる担当者、その他担当者及び他の協力機関との関係を表す体制図を記載すること。)
- (4) 業務の実施計画書(様式は任意とするが、提案内容に基づく業務実施スケジュールを記載すること。)
- (5) 経費見積書(様式は任意とするが、概要書の内容に沿って記載すること。)

(質問の受付)

第12条 申込者は、企画提案書に係る質問を質問票(様式第4号)により行うことができる。ただし、企画提案書に係る質問票は所定の期限までに提出しなければならない。

- 2 質問票の提出方法は、持参または電子メールとし、口頭による質問は受けつけない。
- 3 質問の回答は、南三陸町復興企画課前に掲示するものとする。

(審査)

第13条 受託候補者の選定は、再生可能エネルギー利活用における官民連携手法の検討調査業務委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)が行うものとする。

- 2 選定委員会は、別に定める審査要領に基づき評価し、その評価結果を町長に報告するものとする。
- 3 町長は、選定委員会の報告を受け、最も優れた企画提案を行った申込者を受託候補者として選定するものとする。

(申込者への審査結果通知)

第14条 審査結果については、受託候補者及びその他の申込者に対し、候補者の名称と総合評価、その他の申込者の順位と評価結果を文書にて通知する。

- 2 前項の規定により受託候補者に選定されなかった旨の通知を受けた者は、町長に対し、書面によりその説明を求めることができる。
- 3 町長は、前項の規定による請求があったときは、理由の説明を求めた者に対し、同項の書面を受理した日から7日以内に回答するものとする。

(業務委託契約)

第15条 町長は、受託候補者と業務委託契約を締結するものとする。

- 2 業務委託の条件等は、受託候補者と協議の上、町長が別に定めるものとする。

3 受託候補者は、円滑に業務を行うことができるよう、自らの責任において準備を行い、準備に必要な経費を負担するものとする。ただし、町長が必要と認める場合には、経費の負担に関し受託候補者と協議するものとする。

(委託契約期間)

第16条 業務委託契約の契約期間は、契約日の翌日から平成25年3月28日までとする。

(プロポーザルのかし)

第17条 プロポーザルにおける申込者の手続き及び提出書類について、その内容にかしがある
と判明した場合は、選定委員会で審査を行い、その対応を決定するものとする。

2 選定委員会は、必要に応じて申込者に対し、前項のかしについてヒアリングを行うことができる。

3 町長は、第1項に定めるかしが重大または悪質であり、プロポーザルの公平性、公正性を著しく損なう恐れがあると認められた場合は、プロポーザルに係る決定事項を取り消すことができる。

(参加資格等の取消)

第18条 町長は、次に定める事由が生じた場合、申込者及び受託候補者と決定した者に対し、プロポーザルへの参加資格及び受託候補者の決定を取り消すことができるものとする。

(1) 企画提案書の作成に関して不正行為が認められた場合

(2) 業務委託開始前に指名停止となった場合

(次順位者との交渉)

第19条 町長は、受託候補者が委託契約を履行できない何らかの事由が生じた場合、プロポーザルにおいて次順位以下となった申込者のうち、順位が上位であった者から当該業務委託について交渉を行うことができる。

附 則

この要領は、平成24年9月4日から施行する。